

## 岩手県動物愛護推進協議会設置要綱

### (名 称)

第1条 本協議会は、岩手県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第38条の規定に基づく動物愛護推進員（以下「動物愛護推進ボランティア」という。）の委嘱の推進及び活動に対する支援等に関する必要な協議並びに岩手県動物愛護管理推進計画（以下「県計画」という。）の策定及び評価に係る検討等を行い、動物の愛護と適正飼養を図ることを目的とする。

### (事業等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業等を行う。

- (1) 動物愛護推進ボランティア活動の支援
- (2) 県民に対する動物の適正飼養及び愛護意識の普及啓発
- (3) 国、県、市町村等が実施する動物の適正飼養及び愛護関係事業への協力
- (4) 県計画の策定、評価に係る検討
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (構 成)

第4条 協議会は、委員20名以内で組織し、次に掲げる機関、団体等から推薦のあった者から知事が委嘱する。

- (1) 一般社団法人岩手県獣医師会
- (2) 動物の適正飼養又は愛護を目的として活動している団体
- (3) 動物の適正飼養又は愛護の推進に賛同する団体
- (4) 県内市町村
- (5) 岩手県教育委員会
- (6) その他知事が適当と認める機関、団体等

### (役 員)

第5条 協議会に、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

### (会 議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ、学識経験者等に対し会議への出席を求めることができる。

**(委員の任期)**

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(謝金等)**

第8条 委員（県及び市町村の職員である委員を除く。）が会議に出席したときは、別に定めるところにより謝金及び旅費を支給する。

**(事務局)**

第9条 協議会の事務局は、岩手県環境生活部県民くらしの安全課に置く。

**(その他)**

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

# 岩手県動物愛護推進協議会名簿

委嘱期間：平成26年1月9日～平成28年1月8日

No.	分類	所属	委員名
1	獣医師の団体	一般社団法人岩手県獣医師会	多田 洋悦
2	動物愛護団体	アジリティークラブ TEAM・SHINYA	新屋 映子
3		動物いのちの会いわて	下机 都美子
4		岩手県動物愛護ネットワーク	瀬川 康信
5		おっぽの会	女鹿 あつ子
6		ポチの会	伊勢 仁英
7		MAP フレンズ	吉田 智美
8		わん'S 倶楽部	戸澤 雅美
9		わんこの会	稲葉 じゅん
10		学校教育機関	盛岡ペットワールド専門学校
11	動物取扱業者	株式会社マルカンペット	村上 肅
12	学識経験者	岩手大学	佐藤 れえ子
13	地域住民	地域猫の会	石澤 巳江子
14	行政機関行政機関 (教育機関を含む)	盛岡市(盛岡市保健所生活衛生課)	佐藤 圭
15		奥州市(市民環境部生活環境課)	菅原 達郎
16		宮古市(市民生活部環境課)	岩田 直司
17		二戸市(市民生活部生活環境課)	小野寺 玲
18		岩手県教育委員会事務局学校教育室	佃 拓生

## 岩手県動物愛護推進協議会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、岩手県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (協議会の公開等)

第2条 協議会の内容は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長が協議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

### (傍聴人に対する指示)

第3条 会長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

### (議事録の作成)

第4条 協議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

### 附 則

この規定は、平成26年6月18日から施行する。

## 岩手県動物愛護推進協議会傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、委員会の委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

### 附 則

この規定は、平成 26 年 6 月 18 日から施行する。